政　令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十六号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第十六号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年三月一日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

競馬法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十七号

競馬法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、競馬法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

競馬法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年五月一日とする。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

競馬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十八号

競馬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「確保し、又は競馬場内の秩序を維持する」を「確保する」に改め、同条第二項中「前項第四号の」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

3　競馬会は、競馬場内の秩序を維持するため必要があるときは、第一項第五号に掲げる処分をすることができる。

第十一条第二項第九号及び第十二条第一項第八号中「戒告」を「戒告、過怠金」に改める。

第十三条第一項第二号中「第十七条の三第二項第二号」を「第十七条の三第二項第三号」に改める。

第十七条の三第二項第一号中「第十二条第一項第一号」の下に「から第七号まで、第九号」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　戒告その他制裁に関する事項

第十七条の四中「第十条第一項」の下に「から第三項までの規定」を加え、「同条第二項中「競馬会」を「同条第四項中「競馬会」に改め、「同項第九号中」の下に「「戒告、過怠金」とあるのは「戒告」と、」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、競馬法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村による処分に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

3　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄